

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無料化事業 ※R8.4～8月検針分	①物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援を行うため、水道料金減免を行う水道事業会計に対しての補助。 ②水道料金（家事用及び事業用）の基本料金5か月分の減免（4～8月分）に係る費用 ※官公署及び臨時用は対象外 ③36,400件、舞鶴市水道事業給水条例第23条による算定水道料金145,200千円、システム改修経費2,400千円 ④水道事業会計	R8.4	R9.3
3	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策公共交通利便性向上推進事業	①地域公共交通で必要不可欠な交通手段を維持するため、物価高騰の影響を受ける交通事業者に対し、キャッシュレス決済導入費用を支援し、利便性向上による利用者増を図る。 ②交通事業者に交付する補助金 ③キャッシュレス決済導入に必要な機器購入、配車アプリへの連携に要する経費1,580千円 ④市内タクシー事業者2社	R8.4	R9.3
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策公共交通人材確保対策奨励金	①物価高騰で経営が悪化している交通事業者が、賃上げによる交通人材の確保が難しい現状があり、地域公共交通で必要不可欠な交通手段を維持するため、新規運転士及び3年以内に就業した運転士に対して奨励金を出し、新規の就労及び就労の継続につなげる。 ②運転士に対する奨励金 ③○新規 ・40歳未満 300千円×4名=1,200千円 ・40歳以上 200千円×6名=1,200千円 ○既存 ・40歳未満 R7採用：300千円×2名=600千円 R6採用：250千円×1名=250千円 R5採用：150千円×1名=150千円 ・40歳以上 R7採用：150千円×2名=300千円 R6採用：100千円×6名=600千円 R5採用：50千円×5名=250千円 ④R5.4以降採用運転士（バス・タクシー）	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策まいづる福祉人材未来プロジェクト事業	①物価高騰で経営が厳しく賃上げなどの環境整備が難しい高齢者・障害者福祉サービス事業所に対し、就労支援に対して補助を行うことで、持続可能な福祉サービスの提供体制の構築を図る。 ②高齢者・障害者福祉サービス事業所、就労者への補助金 ③○復職者・新規修了者への支援 8,590千円 復職奨励金100千円×15人=1,500千円 転入奨励金200千円×6人=1,200千円 転入者家賃補助30千円/月×108月=3,240千円 継続就労奨励金50千円×53人=2,650千円 ○ヘルパー就労者・事業所への支援 3,350千円 ヘルパー就労奨励金 週32h以上 200千円×5人=1,000千円 週20～32h 100千円×5人=500千円 週12～20h 50千円×5人=250千円 ヘルパー遠隔地訪問支援補助金 400円/回×4,000回=1,600千円 ○外国人人材への生活支援 9,700千円 家賃補助30千円/月×12月×25人=9,000千円 自転車購入補助60千円/台×10人=600千円 日本語教室開催委託100千円 ○資格取得支援 594千円 ○多様な人材の確保、魅力発信等 250千円 介護助手養成講座の実施 講師謝礼150千円、印刷製本費100千円 その他（C）は一般財源 ④高齢者・障害者福祉サービス事業所、就労者	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策給食用地場産野菜等備蓄強化事業	①物価高騰で経営が厳しい卸売業者に対して、設備投資に対する補助を行うことで、市場の安定供給体制を図る。 ②設備投資に対する補助金 ③設備投資補助 上限5,000千円×補助率3/4×1件=3,750千円 ④卸売市場開設者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費無償化事業（中学校）※物価高騰分	①物価高騰の影響を受ける保護者に対し、中学校給食の無償化を行い、更に物価高騰による給食単価高騰分について支援を行うことで、家計への負担を軽減する。※教職員の給食費は含まない。 ②給食単価高騰分に対する経費 ③1食あたり材料費375円（R7）⇒403円（R8） 市立中学生1,936人×28円×197日＝10,678,976円 その他特別支援学校等 120人×28円×197日＝661,920円 合計11,340,896円 ④保護者	R8.4	R9.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公立保育所及び認定こども園における電気代高騰支援事業	①地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設（保育所、認定こども園）の電気代の高騰分に対し、当該交付金を一部充当することで、よりよい教育環境の維持に務める。 ②光熱費高騰分 ③高騰前のR3実績とR8見込みの差額4,362,684円 保育所・認定こども園：令和8年度見込9,491,040円－令和3年度実績5,128,356円＝4,362,684円 その他（C）は一般財源 ④保育所、認定こども園	R8.7	R9.3
9	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立小中学校における電気代高騰支援事業	①地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設（小学校、中学校）の電気代の高騰分に対し、当該交付金を一部充当することで、よりよい教育環境の維持に務める。 ②光熱費高騰分 ③高騰前のR3実績とR8見込みの差額82,049,472円 小学校：令和8年度見込109,258,855円－令和3年度実績54,666,528円＝54,592,327円 中学校：令和8年度見込52,284,897円－令和3年度実績24,827,752円＝27,457,145円 その他（C）は一般財源 ④小学校、中学校	R8.7	R9.3
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無料化事業 ※RR8.9月・10月検針分（R7補正分）	①物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援を行うため、水道料金減免を行う水道事業会計に対しての補助。 ②水道料金（家事用及び事業用）の基本料金2か月分の減免（7～8、8～9月分）に係る費用 ※官公署及び臨時用は対象外 ③36,400件、舞鶴市水道事業給水条例第23条による算定水道料金57,800千円 その他（C）は令和8年度補正分及び一般財源 ④水道事業会計	R8.7	R9.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無料化事業 ※R8.9月・10月検針分（R8補正分）	①物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援を行うため、水道料金減免を行う水道事業会計に対しての補助。 ②水道料金（家事用及び事業用）の基本料金2か月分の減免（7～8、8～9月分）に係る費用 ※官公署及び臨時用は対象外 ③36,400件、舞鶴市水道事業給水条例第23条による算定水道料金57,800千円 その他（C）は令和7年度補正分及び一般財源 ④水道事業会計	R8.7	R9.3